

みはま

▽ 議会だより

6月定例会

No.155

発行 平成30年8月1日
編集 議会広報特別委員会



太陽光発電及び風力発電についての意見書を国に提出しました。

「太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書」を、全員賛成により可決し、国の関係機関に提出しました。〔P 4に記事掲載〕

また、6月24日（日）には、野田議長及び神谷町長より、森下利久愛知県議会議員同席のもと、伊藤忠彦環境副大臣に意見書提出の経緯、趣旨等を説明し理解を求めました。

Contents

議案審議	教育委員会委員の任命 ほか	2～7P
委員会活動報告	美浜町運動公園整備調査研究特別委員会 進捗状況・整備方針等について報告を受けました。	8P
一般質問	「消防団員のAT限定免許への対応は」 はじめ 7人が質問	9～15P
審議結果一覧・編集後記		16P

平成30年第2回

6月定例会

会期 6月5日～19日

(審議議案の採決結果は16頁に一覧表を掲載)

※ 本会議の記事詳細は、8月下旬に町公式ホームページで定例会会議録を掲載予定です。

人事案件・選任等の同意

欠員となっておりました教育委員の後任者任命議案について、全員賛成により同意しました。

教育委員会委員



大岩 絵里子 さん
(野間在住)

後任任期

平成30年7月1日から
平成31年9月30日まで

審議日程

- 5日 開会、提案 ・ 上程議案の提案説明
- 7日 町政に対する一般質問〔通告議員7人登壇〕※ P9～15に掲載
- 12日 質疑・委員会審査付託
 - ・ 選任同意1件 (教育委員会委員) に同意
 - ・ 条例の一部改正・補正予算議案を各常任委員会へ審査付託(5件)
 - ※ 1件は両委員会へ分割付託
 - ・ 請願 1件を採択
 - ・ 議員発議の意見書2件の提案・質疑・討論・採決
 - ・ 追加提案1件 専決処分事項の報告
- 休会中 常任委員会開催
- 13日 総務産業常任委員会 付託された3議案を審査・採決
- 14日 文教厚生常任委員会 付託された3議案を審査・採決
- 19日 委員長報告・討論・採決、閉会
 - ・ 追加上程議案1件
 - ①提案説明 ②契約議決1件の質疑・討論・採決
 - ・ 閉会中の継続審査事件・議員派遣を定めて閉会

平成29年度一般会計繰越明許費

平成30年度に繰り越して実施される繰越明許事業について報告がありました。

平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書

事業名	金額	翌年度繰越額
都市公園整備事業	8,124万3千円	7,043万7千円
体育館天井落下防止対策事業	1億 757万円	1億 757万円
農業用施設災害復旧事業	3,000万円	2,999万1千円
河川等災害復旧事業	423万8千円	423万8千円
合計	2億2,305万1千円	2億1,223万6千円

平成30年度一般会計補正予算(第2号) 賛成多数で可決

補正予算(第2号)は、8,797万6千円を追加し、補正後の予算総額は78億3,247万6千円となりました。

また、地方債のうち公園整備事業債について5,960万円を追加し、補正後の限度額を4億840万円としました。補正内容は下表のとおりです。

平成30年度一般会計補正予算(第2号)のおもな内容

歳入	予算額
民生費国庫補助金	43万2千円
土木費県補助金	35万円
基金繰入金	2,759万4千円
町債(公園整備事業債)	5,960万円
歳出	予算額
障害者福祉サービス事業	86万4千円
児童福祉事業	32万4千円
土地改良事業	10万8千円
多面的機能支払事業	357万円
道路新設改良単独事業	361万円
都市公園整備事業	7,950万円
財源振替	—

※ 財源振替は、都市計画総務費への県補助金35万円が採択されたため。

条例の制定・改廃

4 条例を一部改正

美浜町税条例等の

一部を改正する条例

「地方税法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、美浜町税条例等の一部改正案が提案され、**全員賛成**で可決しました。

おもな改正内容

- ① 個人町民税において、働き方改革の一環で働く人を応援するため、基礎控除・給与所得控除及び公的年金等控除額を見直し。
- ② 固定資産税において、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資促進のため、町が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業に一定の設備投資について、時限的特例措置として、設置の翌年から3年度分の償却資産税をゼロに。



加熱式（電子）たばこ

③ たばこ税において、国と地方の配分比率1対1を維持した上で、国と地方併せて1本あたり1円ずつ3段階で3円引き上げ。

また、加熱式たばこの課税方法で本数の換算方法を、重量による算定から重量と価格による算定に改正、5年かけて段階的に移行。

施行日

- ① 平成33年1月1日（平成33年度課税から適用）
- ② は公布の日又は生産性向上特別措置法の施行日のいずれか遅い日
- ③ 税率引き上げは平成30年、32年、33年の各10月1日、加熱式たばこの本数の換算方法は平成30年～平成34年の毎年10月1日

美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例

「地方税法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、美浜町都市計画税条例の一部改正案が提案され、**全員賛成**で可決しました。

おもな改正内容

- ① 都市再生推進法人が管理する立地誘導促進施設の利用に供する土地及び償却資産について、課税標準額を3分の2とする規定の追加。
- ② 引用条項の整理。

施行日

- ① 公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日
- ② 平成31年4月1日

美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例

スポーツ基本法に規定する地方スポーツ推進計画策定のため、美浜町附属機関設置条例の一部改正案に**全員賛成**で可決しました。

おもな改正の内容

① 「美浜町スポーツ推進計画策定委員会」を新たに設置。

② 委員定数14名以内

③ 委員報酬 日額6千3百円

施行日 公布の日

美浜介護保険条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例

介護保険法施行令の一部改正に伴い、美浜町介護保険条例の一部改正案に**全員賛成**で可決しました。

おもな改正の内容

・ 引用条項の整理。

施行日 平成30年8月1日

専決処分事項の報告

損害賠償の額及び和解

去る3月15日に上野間小学校敷地内で草刈り機による作業中に小石をはね、隣接する店舗のガラスを破損する事故が発生しました。

その損害賠償に関する示談が成立し6月4日付で専決処分されたため、地方自治法の規定に基づき議会に報告が

ありました。

損害賠償の額

町が相手方に対し修理費用全額を負担します。
(35万6千7百円)

※ なお、損害賠償金は町が加入する総合賠償補償保険制度の適用により支払われず。

追加上程の契約議決

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、最終日に契約締結について1件の追加提案があり、即日審議を行い、**全員賛成**で可決しました。

児童用机・椅子

売買契約の締結

契約金額 820万8千円

契約相手 (株) 中本屋

納期 平成30年11月30日

数量 児童用机・椅子

(小学校2校分) 360組

(契約金額は消費税及び

地方消費税込)

意見書・請願

本会議3日目、町民から議会へ陳情のあった請願書1件及び議員発議の意見書2件が提案されました。

質疑・討論の後、即日採決の結果、請願は全員賛成により採択され、意見書は2件とも全員賛成により可決されました。

採択された請願書は議会から町へ、可決された意見書は国・県の各関係機関へ即日それぞれ送付されました。

請願書

奥田地区の風力発電所建設問題に関する請願書
(別記参照)

紹介議員

丸田博雅、江元梅彦、山本辰見、森川元晴
※ 美浜町議会は、請願項目3番に対し国への申し入れを意見書提出しています。

意見書

提出者

江元 梅彦、大岩 靖、鈴木美代子、横田 貴次、丸田 博雅

(2件とも全会派賛同により、議会運営委員会として提案)

議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、国土交通大臣

太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書
(別記参照)

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、国土交通大臣

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書
提出先 愛知県

【趣旨】国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした法律である「種子法」が廃止されたが、これまで種子法を根拠として実施してきた都道府

県での種子の生産及び普及に對し、取り組みが後退することのないよう、引き続き予算措置や人員等の確保を行うことを要望する。

請願文書表

件名 奥田地区の風力発電所建設問題に関する請願書
提出者 美浜町奥田在住町民(個人) [請願書受理 平成30年5月22日]
請願事項

- 現在美浜町奥田に建設中の風力発電所2基について、事業者に対し、住民の健康被害の可能性を払拭できない現在の立地を改めるよう働きかけること。
- 美浜町に小型風力発電所を建設する際には、住宅から300メートル以上離すことを含む、実効性のある条例等を早急に制定し、公布すること。
- 小型風力発電所の建設に関し基準を設けるよう、国に申し入れをすること。
以上3項目について請願する。

趣旨

請願者は、美浜町奥田地区で建設中の風力発電所2基の周辺を生活の場や憩いの場として利用する住民である。

当該風力発電所は、最も近接する住宅が20メートルという至近距離にあるほか、多数の住宅が300メートル圏内に密集している。この風力発電所が建設されれば、事故・倒壊、騒音・振動・低周波騒音等により住民の生命及び健康に対する被害をもたらすことは不可避である。環境省も「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」で、睡眠への影響リスクが増大することを認めている。

このことから、奥田地区で建設中の風力発電所には重大な立地上の過失があるとの認識を持たざるを得ない。事業者は、奥田地区における風力発電所の建設場所を見直し、即刻建設を中止すべきである。

また、町は風力発電所の新規建設による住民への健康影響等を未然に防ぐため、条例等を早急に制定することが不可欠である。

太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書

太陽光発電、風力発電を始めとする再生可能エネルギーについては、国のエネルギー政策の基本方針を定める「エネルギー基本計画」においても、「温室効果ガス排出のない有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源として定義され、導入を最大限加速し、積極的に推進すること。」とされており、次期エネルギー基本計画においても「主力電源」として明記される案が検討されている。

再生可能エネルギーの重要性については、美浜町議会も認めるどころであり、国のエネルギー政策に賛同しているが、法令等の規制の及ばない小型の太陽光発電施設及び風力発電施設の設置は、優良農地の転用、山林の無秩序な開発・造成、住宅市街地隣接地への設置など、町及び住民の地域計画、住環境への配慮がなされないまま進められるなど、様々な問題を引き起こしている。

よって、国におかれては、太陽光発電及び風力発電について、事業者と自治体・住民の間で住環境・自然環境・景観との調和のとれた形での推進となるよう、下記のとおり要望する。

記

- 太陽光発電及び風力発電の整備にあたっては、関係自治体や関係住民への説明会の開催を義務付けることや、景観・住環境、都市計画と調和した形で行うよう法整備を行うこと。
 - 小型の家庭用施設を除く50キロワット未満の小規模発電施設について、設置にあたり届け出を義務付けること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月12日

愛知県知多郡美浜町議会

常任委員会

6月13日～14日

本会議で付託された議案を各常任委員会で審査しました。
委員会の審査結果は、最終日19日(火)に委員長報告を行い、
質疑・討論の後、採決されました。

文教厚生常任委員会

☆美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例

Q 新たに設置される「スポーツ推進計画策定委員会」は

A 本年度と来年度の2か年でスポーツ推進計画を策定

Q 本年度の2か年でスポーツ推進計画を策定

A 本年度については、委員

の委嘱、委員会の開催、先

進地の視察、スポーツに関

する住民の意識調査アン

ケートを計画しています。

総務産業常任委員会

☆平成30年度一般会計補正予算(第2号)

Q 県補助金が圧縮された場

A 合、不足分は町が負担する

ことになるのですか。

Q その場合は、事業費全体

A が圧縮されるため、町の負担は変わりません。

なお、多面的機能支払交

付金の内訳は、農地維持支

払分と共同活動支払分、長

寿命化支払分ですが、圧縮

対象となる

のは長寿命

化支払分の

みです。

総務産業常任委員会

13日(水)午前9時開会。

7名全員出席のもと付託議案

3件を審議・採決。

閉会中の継続審査案件を

文教厚生常任委員会

14日(木)午前9時開会。

6名全員出席のもと付託議案

3件を審議・採決。

閉会中の継続審査案件を

協議・決定し閉会。

主な質疑は次のとおり

個人町民税の非課税の範囲について、均等割非課税限度額が引き上げになったことによる対象者数は。対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の合計所得で試算すると、125万円以下の方は、今現在は376人で、これを135万円として試算した場合、47人となり41人増えることになりましたが、関係するのは、このうちの個人事業主等の給与所得者、年金受給者以外の人になります。

総務産業常任委員会



文教厚生常任委員会



常任委員会の審査結果

付託された議案	付託委員会	委員会採決結果	質疑	
美浜町税条例等の一部を改正する条例について	総務産業	全員賛成	可決	あり
美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について	総務産業	全員賛成	可決	なし
美浜町附属機関設置条例について	文教厚生	全員賛成	可決	あり
美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について	文教厚生	全員賛成	可決	なし
平成30年度美浜町一般会計補正予算(第2号)	総務産業	賛成多数	可決	あり
	文教厚生	賛成多数	可決	なし

平成30年第1回
4月臨時会
議案審議

4月18日

去る4月18日に臨時議会が開催され、各組合議会議員の選挙3件のほか、議員発議1件の議案及び町長提案5件（報告承認4件及び補正予算1件）の議案を審議し、即日採決しました。

組合議会議員の選挙

3月定例会で美浜町議会委員会条例を一部改正し、本年度から常任委員会の所管事項が一部変更されたため、各組合議会議員再選出の選挙を行いました。
選出された組合議会の議員は次のとおりです。

知多南部衛生組合議会

(旧)丸田博雅、大岩 靖

(新)森川元晴、荒井勝彦

知多南部消防組合議会

(旧)江元梅彦

(新)丸田博雅

知多南部広域環境組合

(旧)丸田博雅

(新)森川元晴

※ 正副議長は各組合議会議員として留任。

知多南部消防組合議会は横田貴次議員も留任。

議員発議・規則の一部改正

美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

より活発で開かれた議会を目指すため、美浜町議会会議規則の一部改正案が提案され、全員賛成により可決しました。

提出者

江元 梅彦、大岩 靖、

鈴木美代子、横田 貴次、

丸田 博雅

(全会派賛同により、議会運営委員会として提案)

おもな改正の内容

①議場での一般質問の質問回数制限を撤廃。

②議場内での着用・携帯を禁止する携行品について個別品目の規定（帽子・襟巻・つえ・かさ、写真機・録音機の類）を「会議の妨げとなるもの」に改正。

あなたも議会を傍聴しませんか？

本会議場で行なわれる議会は、どなたでも傍聴することができます。

また、全員協議会および各委員会は議長等の許可があれば傍聴することができます。

※議会傍聴の際に、手話通訳など支援が必要な方は、お手数ですが2週間前までにご相談ください。

☆ ケーブルテレビ(CCNC)放送予定 ☆

【121ch】午前9時～「一般質問」放映
9月13日(木) および 9月16日(日)

☆お問い合わせ先

美浜町役場 議会事務局 TEL 82-1111(内線285・286)

平成30年9月定例会の開催予定

いずれも午前9時から 美浜町役場 3階
<日程は告示日8月27日に確定します。>

4日(火) 本会議（開会・提案説明）

本会議終了後

全員協議会(議案説明会)

5日(水) 全員協議会（議案説明会）予備日

6日(木) 本会議（一般質問1日目）

7日(金) 本会議（一般質問2日目）

11日(火) 本会議（質疑・委員会付託）

12日(水) 総務産業常任委員会

13日(木) 文教厚生常任委員会

19日(水) 本会議（委員長報告・討論・採決・閉会）

専決処分事項の報告承認

議会承認が必要である専決処分事項の報告について、即日審議を行い、4件とも全員賛成で承認しました。

専決第1号から第3号まで

3件は、3月31日付で行われた専決処分で、4月1日に付た地方税法等の改正が施行されるため、関連する3条例の一部を改正しました。

承認第2号

〔美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例〕

① 現行の都市計画税の負担調整措置を3年間延長。

② 地方税法の改正に伴う引用条項等の改正。

施行日 全て平成30年4月1日

承認第3号

おもな改正の内容
承認第1号

〔美浜町税条例の一部を改正する条例〕

① 平成30年度の固定資産評価

替えに際し、平成30～32年度まで土地に係る固定資産税負担調整措置を延長。

② 地方税法の改正に伴う引用条項等の改正。

承認第4号

〔平成29年度美浜町一般会計

補正予算(専決第5号)〕
補正予算(専決第5号)は

平成30年3月23日付で専決処

平成30年度一般会計補正予算(第1号)

全員賛成で可決

一般会計補正予算(第1号)は、1,350万円を追加し、補正後の予算総額は77億4,450万円となりました。補正内容は下表のとおりです。

平成30年度一般会計補正予算(第1号)

歳入	予算額
農林水産業費県補助金	1,350万円
歳出	予算額
水産振興事業(衛生管理強化事業補助金)	1,350万円

分され、473万6千円の財源振替を行うもので、予算総額は81億6千443万3千円に変更はありません。

昨年の台風被害による農業用施設災害復旧事業が補助事業対象となり、一般財源(基金繰入金)から国庫補助金に振替します。

平成30年 第1回
議会臨時会(4月)

審議結果一覧表

4月18日

議案件名	付託委員会	審議結果	会派名														
			無党派	日本共産党	政和会			チャレンジMIHAMA									
					森川元晴	山本辰見	鈴木美代子	石田秀夫	杉浦剛	江元梅彦	横田貴次	荒井勝彦	大岩靖	横田全博	野田増男	大崎卓夫	丸田博雅
専決処分事項の報告承認について ※ (美浜町税条例等の一部改正)	-	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専決処分事項の報告承認について ※ (美浜町都市計画税条例等の一部改正)	-	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専決処分事項の報告承認について ※ (美浜町国民健康保険税条例の一部改正)	-	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専決処分事項の報告承認について ※ (平成29年度美浜町一般会計補正予算専決第5号)	-	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成30年度一般会計補正予算(第1号)	-	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員提案1件 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について	-	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○は賛成 ×は反対 退は退席により採決不参加 野田増男議長は採決に加わりません。
(付託委員会/総産:総務産業常任委員会、文厚:文教厚生常任委員会、各:各所管の常任委員会へ分割)
※ 地方自治法第179条第3項の規定により、町長が行った予算等に関する専決処分事項を、議会に報告し、事後承認を得るものです。

委員会 活動紹介

美浜町運動公園整備 調査研究特別委員会

都市整備課の説明では、用地買収は順調に進んでおり、運動公園用地についてはほとんどの地権者から買収の同意を得ているとのことでした。

懸案となっていた軟弱地盤の土壌改良を含む造成工事について、調査・検討した結果、搬入する土量を大幅に減らすことができることとなり、その大半を総合公園拡張部分の優良な土及び計画区域内から発生する土により賄うことができること、1階部分が事務室・会議室・更衣室等の諸室となる観覧スタンドを建設すること、夜間練習ができる程度の照明施設を設置すること、インフィールドを天然芝から人工芝に変更すること等を検

議会開会中の6月12日（火）、美浜町運動公園整備特別委員会を開催し、町執行部より現在の進捗状況、整備方針等について説明を受けました。

特別委員会としても、さらに検討し議論を深めることに、執行部に対する

なお、基本設計作業は、本年度9月まで行われ、その時点における運動公園整備事業に係る事業費も算出され、議会に対しても改めて説明がなされるとのことでした。

また、総合公園拡張事業については、当面は必要最小限の整備にとどめ、土壌調査及び今後の整備内容・時期を検討することとなったとの説明がありました。

運動公園整備については、その必要性は認めるところであり、整備そのものを否定する議員はいませんが、その手法、事業規模及び事業費等については、それぞれの考えがあります。

特別委員会としても、さ

らに検討し議論を深めることにより、執行部に対するチェック機能を果たすとともに、事業がより良い方向に向かうように努めてまいりたいと考えており、その一環として先進地の視察を実施することとなりました。

視察先は、和歌山県の田辺市及び上富田町を予定しており、障害者に配慮した施設の整備及び合宿等の誘致による地域の振興策、民間活力を活用した運営方法等々、幅広く勉強してくる予定であり、その結果は改めて皆さんに報告させていただきますのでよろしくお願いたします。



消防団員のAT限定免許への対応は



荒井 勝彦

車両更新時にAT車に変更していきます。



マニュアル方式の消防車両

問 現在、本町所有の消防団車両は全てマニュアル方式ですが、オートマチック限定免許の団員にはどのように対応していきますか。

町長 本町の消防団員238名中4名がオートマチック限定免許の取得者です。

現在一般に販売されている車は、ほとんどがオートマチック車であることを踏まえて、平成34年度からの更新に合わせ、毎年2台ずつオートマチック車へ変更し、平成40年度には全ての車両が入れ替わる計画です。

学生消防団員 制度のPRを

問 学生消防団員認証制度を積極的に活用していますか。

町長 平成29年8月に実施要綱を制定し、消防団幹部会などで周知を図ってきました。

しかし制度の内容が消防団全体に浸透していない現状も感じられることから、今後はより積極的に学生消防団員への周知を行うとともに、町内の大学でも機会があることにPRしていきます。

空き家対策に係る 補助制度について

問 本年度から始まった具体的な取り組みと、町民の皆さんにお知らせする方法をお聞かせ下さい。

町長 具体的な取り組みとしては、空き家バンク制度に登録された家屋の工事・購入に対する補助、危険な木造住宅の解体除去に対する補助、管

理できなくなった空き家等の町への寄附の受け入れ、ふるさと納税制度を活用した「シルバー人材センターによる空き家などの適切な維持管理」の推進になります。

※補助には諸条件があります。詳しくは、都市整備課までお問い合わせください。

問 新たな制度を周知する方法は。

産業建設部長 町民の皆さんには、広報とケーブルテレビでお知らせします。

新たにパンフレットも作成しますので、町外在住の該当者の方には、ダイレクトメールの送付も考えています。

学校教室の 学習環境について

問 本年度より文部科学省が示す学校教室の「望ましい温度」について、10度以上30度以下から、17度以上28度以下に、54年ぶりに改定されました。

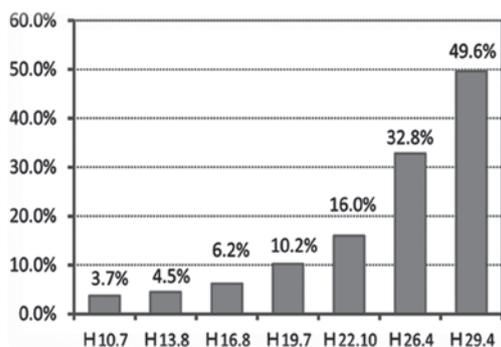
既に全国の公立小中学校の教室で49.6%にエアコンが設置済みです。

本町での見込みはいかがですか。

教育部長 老朽化が進む学校施設の改修工事を優先的に進めている現状においては、早急な設置は難しいです。

学校再編という大きな課題も持っており、それに合わせたエアコン整備になると思えます。

公立小中学校普通教室の空調(冷房)設備設置状況の推移



県の都市計画の見直しで 本町に関する内容は？



横田 貴次

海岸事業と総合公園 及び運動公園事業です。

問 県の都市計画原案に明記された運動公園整備事業は、県としても美浜町が整備する必要がある大きな事業として位置付けていると考えてよいですか。

町長 運動公園整備事業については、国・県からも、まちづくりの見本となる事業として大変期待されています。

産業建設部長 国からの交付金もいただき事業を実施していますので、県の事業として取り扱っていただいていると考えています。

津波到来の恐れのない安全な市街地への誘導について

問 本町の既成市街地は、狭い道路による利便性の低下や緊急・救急時の不安の高まり、大規模災害時の津波到来の恐れや、避難経路が確保できない恐怖感により人口が流出しています。

町が主体となり町内各区と

連携して安全な住宅用地を確保し、町民に提供できるように取り組みはできませんか。

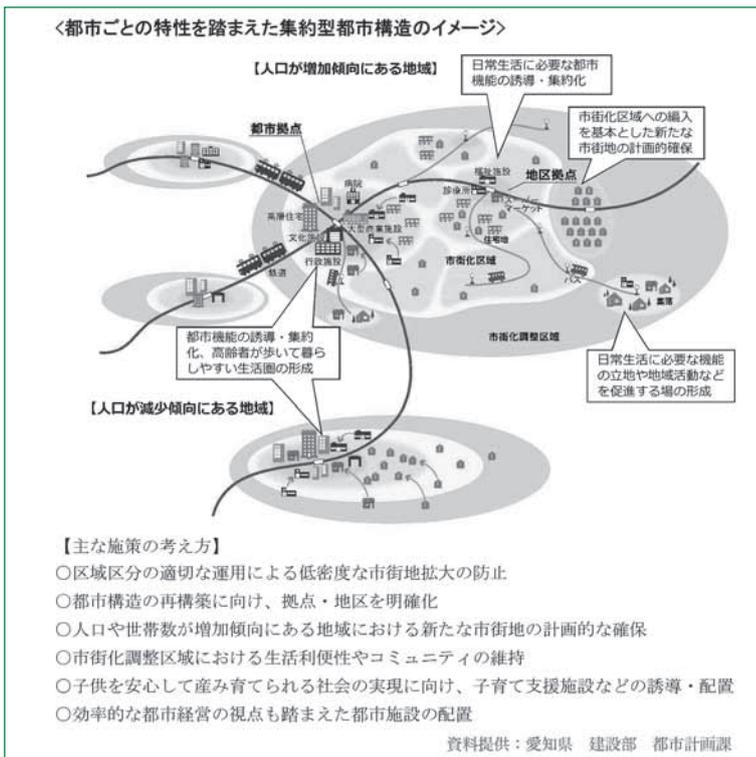
産業建設部長 住宅用地の確保については、これまで実施してきたような地権者の組合

設置による区画整理事業は社会情勢の変化により難しい状況であることから、今後、住宅用地の供給ニーズの高まりや、区画整理の必要性が生じたときは、町が主体となって実施していくことも考えたいと思います。

都市機能の誘導・集約化を図り高齢者が暮らしやすい生活圏の実現について

問 愛知県が目指す集約型都市構造を本町で実現するため、今後の市街地誘導をどのように考えるのですか。

町長 本町は、ほぼ小学校区ごとに市街地が形成されていると同時に、市街化調整区域内にも集落が形成されていま



す。それら地域の生活利便性やコミュニティも維持しつつ、駅を中心とした市街地への誘導を図っていくことが計画のイメージする所だと考えています。

問 農地法や建築基準法等の規制により、本町に家を建てるのが叶わない子育て世帯に対し、町が安全な住宅地を提供し町外への人の流出を食い止めることはできませんか。

町長 町が所有する宅地も市街化区域内にあります。

今、区画整理事業が難しいのであれば、それらの宅地も住宅として供給できるようにすることも検討していかねばならないと考えています。

夏季のヘルメット着用を見直す考えは？



鈴木美代子

各学校で話し合っ**て決める**ことです。

問 熱中症で子どもが倒れたら、ヘルメット通学をやめるのですか。

教育部長 教育委員会としては、ヘルメットの着用は、各学校において、保護者など地域の皆さんで話し合いによって決めていただくこととしており、その結果に従います。

問 猛暑の中、重いランドセルを背負ってのヘルメット通学は虐待だという声もありますが、教育委員会の通達でやめさせることはできませんか。熱中症で倒れたらどうしますか。

教育長 ヘルメットに反対する親がいる一方で、ヘルメットの着用を求める保護者もいます。教育委員会としては学校で話し合っ**て決**めていただきと考えています。

大川の浚渫について

問 この春の浚渫は上流部のみでしたが、県管理の下流部は。

町長 県は、河川断面が確保されているとの測量結果から、浚渫の予定はないとされていますが、昨年の台風21号に伴う豪雨により、町内の農用地区域において土砂崩れが発生しており、河川等への土砂の流出が懸念されていることから、改めて浚渫などの適切な維持管理を要望していきます。



春に実施した大川の浚渫工事のようす

運動公園でなく福祉をまちづくりの中心に置くことについて

問 本町の一般会計の当初予算77億円に対し、運動公園の整備費は構想時で28億円、そ

してさらに増える見込みとのことですが、今必要なのは子育て支援、少子化対策といった福祉中心の町づくりではないですか。

町長 少子化による人口減少、子育て支援については、計画に沿って細部にわたり重点的に推進しています。

問 運動公園の整備については、スポーツの振興、交流人口の増加、地域の活性化並びに住民の健康増進を図ることを目的としており、人口減少の抑制と地域経済の発展、そして健康寿命の延伸などの効果をもたらすものとして、事業を実施するものです。

問 条例を制定し、運動公園整備の是非を問う住民投票を実施する考えはありませんか。

町長 事業実施については、議員を始め町民の皆様にと丁寧な説明を進めてまいりたいと考えており、条例を制定し是非を問うことは考えていません。

ボール遊びのできる公園整備について

問 公園にネットを張り、ドッジボール等の遊びができるよう整備することは。

町長 球技の遊び場としては、学校のグラウンドが利用されていると考えていますが、公園を安全に利用していただくための必要な措置は、個別に対応していきます。



良好な環境を確保するための政策は？



大岩 靖

ガイドラインの策定作業を行っています。

問 美浜町の臭気に対する規制は、どのようになっていきますか。

町長 愛知県により、悪臭防止法に基づく「臭気指数規制」が定められています。

その基準は、6段階臭気強度表示法で臭気における感覚的な強さの2.5〜3.5以下の基準になるように町内を3種類の区域に分け設定されています。臭気の測定は「三点比較式臭袋法」で人の臭覚を用いて測定します。

環境課長 美浜町内を愛知県の指導により、町の意向を反映し第一・第二・第三種地域として、規制地域を定めています。

第一種地域は、もっぱら住居として利用されている地域であり、市街化区域とそれ以外の人口密集地（美浜緑苑・小野浦の一部地域）です。第二種地域は、工業地域及び市街化調整区域の中であっても集落が形成されている

地域となっています。

第三種地域は、市街化調整区域内であって住居としての利用の少ない地域で、田畑や山林が多い地域です。

河和南部地区の大型養鶏施設は、第三種地域の中にあることとなります。

問 環境基準を超える臭気を測定した場合の対応は。

また罰則規定はありますか。

町長 悪臭を出すかもしれない工場・事業所は、県条例により毎年一回「悪臭関係工場等届出書」を美浜町に提出することになっています。

区域別の規制基準に基づき、悪臭によって住民の生活環境が損なわれていると認められた場合、悪臭防止法に基づき悪臭原因物の排出を減少させるための措置について改善勧告を行い、従わない場合には改善命令をします。改善命令に違反した者に対しては、悪臭防止法に基づき罰金または

臭気測定用の大気を袋に集め、専門の臭気判定士による臭気指数の測定を受けます。



懲役の罰則が科せられることとなります。

問 今後の新規参入事業者も含め、良好な環境を確保するための政策は。

町長 美浜町において、新たに畜産業を目的とした畜舎等の建設を行う事業者に対し、地域環境の保持及び適切な営農について指導を行い、住民の良好な住環境の確保するための「ガイドライン」策定作業を行っています。

臭気指数に係る規制基準

敷地境界線の規制基準

臭気指数の許容限度として次のとおり定めています。

単位：臭気指数

区分	1種地域	2種地域	3種地域
規制基準	12	15	18

※臭気指数12の臭気とは、それを無臭の空気（又は水）で16倍に希釈すると、ほとんどの人が臭いを感じられなくなることを表し、臭気指数15の臭気では、希釈が32倍となり、臭気指数18の臭気では64倍となります。

ガイドラインには、地元説明会や悪臭・水質汚濁等の指導および協議、関係団体等との覚書の締結等について盛り込んでいきます。

今後の美浜町のまちづくりに対するいろいろな計画に支障が出ないように、建設場所も含め、産業振興を図りつつ進めていきます。

新会計制度による 財務諸表の活用方法は？



横田 全博

自治体経営強化へ活用してまいります。



広報みはま6月1日号〔財務諸表を公表〕

問 これまでの決算書類と、新会計制度による財務諸表の違い、その目的は何ですか。

町長 これまでの「現金主義・単式簿記」による地方自治体の会計制度に、「発生主義・複式簿記」という企業会計的要素を取り入れることにより、資産・負債などの情報や、現金主義では見えにくいコストを把握し、自治体の財務状況を分かりやすく開示するとともに、従来の予算決算と比べ資産・債務の適正管理や有効活用といった中長期的な視点に立った自治体経営の強化に役立てるものです。

問 新たに作成した財務諸表の内容を、どのように分析していますか。

町長 本町における人口減少や地価の下落などにより、税収等の歳入が減少化傾向となる中、公共施設が更新時期を迎えているにもかかわらず、社会保障費の増大等の理由により財政が硬化化しており、施設へ投資することが難しくなっている状況と分析しています。

問 資産老朽化比率^{※1}は。

総務課長 60.5%であり、

6割が老朽化しています。

資産更新準備率^{※2}は6.8%

であり、将来、資産更新の準備資金が不足していると言わざるを得ません。

問 世代間公平性の観点から

見た純資産比率^{※3}はどれくらいですか。

総務課長 68.4%です。

負担割合は現役世代7に対し、将来世代3であり、概ね適正です。

問 町が置かれている財政状況では、「将来世代への先送りほどの程度が適切か」との議論が必要だと思えます。

財務諸表の分析結果を町の中長期の財政計画に活かしていきますか。

総務部長 町財政は厳しい状況にあります。町民の皆さんに財政状況を分かりやすく開示するとともに、中長期的な財政運営をしていきます。

公共施設の老朽化については、資産台帳の整備、公共施設整備計画、新会計制度の導入、これを連携しながら将来計画を立てていきます。公平性に対しても財政計画に組み込みます。

問 今後の町政運営で、何が

一番必要ですか。

町長 税収の確保と雇用の確保のため、工業団地計画にも取り組んでいきます。

用語の解説
※1資産老朽化比率：有形資産のうち償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算した率。
耐用年数に対し資産取得からどの程度経過しているか全体把握の目安となります。
※2資産更新準備率：流動資産と減価償却累計額を割合で計算した率。
償却分に対してどれだけ資金準備ができていくかを判断する目安となります。
※3純資産比率：財務諸表の貸借対照表で純資産と資産合計の割合で求められた率。
世代間公平性を表す指標となります。

名鉄知多新線の高架駅へのエレベーター設置は

町長 名鉄知多新線各駅の利用者数は、知多田駅を除き国の基準に達していないこともあり、設置は検討していません。設置は検討していません。町として、奥田駅まで高齢者タクシー・障害者タクシーを活用していただければと考えております。また、巡回バスも電車との乗り継ぎを連動させるように検討してまいります。

小型風力発電に対する 条例制定が必要では？



山本 辰見

緊急性があり、ガイドラインを準備して対応したい。

問 小型風力発電施設による健康被害防止と住民とのトラブルを回避するため、強制力のある条例の制定が必要では。
町長 小型風力発電は、町に対して許可や届出が必要な法令がなかったため、奥田地区の設置計画を事前に把握できませんでした。条例は法律の範囲内でしか制定できず、法律に抵触しない設置基準の設定は時間がかかるため、ガイドラインを制定することとし、現在パブリックコメントによる意見募集をしています。
厚生部長 ガイドラインには住宅から300m以上離れた場所にと明記し、国に申請する前に町へ届け出ること、住民説明会を開くことなどをうたっています。



住宅のすぐ近く建設中の「小型風力発電施設」
(撮影5月下旬・奥田地区)

問 5月30日の住民説明会はどうな内容だったのですか。
環境課長 業者の紹介と今度の施設概要や建設後の影響などについて説明がありました。その後、質疑が行われ、様々な疑問が出され、反対の声が多くありました。
問 その他に今取り組んでいることを紹介して下さい。
厚生部長 既に事業計画が分かっていて業者が、ガイドラインの案文を送り、啓発をしています。

問 太陽光発電設置に対して、災害防止及び自然環境・生活環境保全から必要な指導要綱・条例制定が求められますが、現在の状況をどのように認識していますか。
町長 太陽光発電は、国も進めている事業であり否定するものではありません。しかし、自然景観保護、生活環境の保全を考慮せずに設置された事例で問題があり、ガイドライン等による基準を設けるべきと考えており、小型風力発電施設と同様の設置に対するガイドラインの制定を検討しています。
問 すでに200か所以上のリストがあります。
厚生部長 経済産業省のホームページのリストには、実際の現場にまだ建設されていないものも含まれており、大型のものから順に抽出し、現場確認の上、整理し活用していきます。

たいと考えています。
問 日本福祉大学の南側に計画されている養鶏場について説明して下さい。
町長 現時点において正式な関係書類等の提出はありませんが、事前相談として奥田小坪山地区内に約60万羽を飼育する計画と聞いています。
問 今回の3件の課題、風力発電、太陽光発電、畜産に関連した環境問題、いずれもガイドラインに続いて条例の制定を準備すべきものと考えますが、いかがですか。
総務部長 法律との関係もありますので、調査研究して当面ガイドラインの整備から進めていきます。

将来を踏まえた最重要施策は？



森川 元晴

将来のまちづくりの布石となる
事業を展開していきたい。

「美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業内容と成果について

問 平成27年度から平成31年度までの5か年事業ですが、その基本的な考え趣旨を多くの住民の皆様が理解して事業が進められていますか。

町長 「地方創生」事業につきましては、様々な住民の皆様のご意見を伺いながら「総合戦略」を策定しております。成果については、毎年PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）に基づき、外部有識者による評価・点検見直しを行い次年度の展開に努めています。

このないようにするため、住民に何を求めていますか。
総務部長 行政も事業者も住民も全ての方が自分のこととして捕らえて町づくりをするということが基本的な考えであり、「一過性」のものはないと考えています。

問 「美浜町が目指す姿」について、ひと・まち・自然・健康に輝くまち美浜を目指し、「美浜の里」づくりに取り組みと掲げていますが、住民はその趣旨・内容等を理解していると考えますか。

問 国からの交付金等が途切れたとしても今行われている事業等は続けられますか。

総務部長 地方創生事業は平成31年度で終了しますが、効果のない事業は見直し、効果のある事業は、町単独でも進めていきたいと思っています。

今後の生産年齢人口減少に伴う 税収等の減について

問 次世代にどのような影響を及ぼすと考えますか。

伴う税収の減により、現在実施している事業が縮小され、学校や保育園の再編が加速化したり、日常生活や産業活動に欠かせないインフラ整備が遅れることになるほか、地域の公共施設等の改修も困難になるなど、生活の利便性の低下から住民の意欲、町の活力や魅力の低下に繋がりが、さらなる人口減少を招く悪循環となることが予測されます。

次世代を担う子どもたちにこのような影響を与えない対応・対策として、まず、町が体力を持つことが重要だと考え、運動公園の建設、美浜の里構想、企業の誘致及び既存市街地整備という政策を掲げてまちづくりをしております。

子どもや孫の世代に胸を張ってわが町美浜を引き継ぐためにも重要施策を加速化して参りたいと考えています。

問 政策の5原則に基づき伺います。

またその対策・対応をどのように考えていますか。

今行われている事業等が「一過性」で終わる

町長 生産年齢人口の減少に



「みはまの里」構想図

審議結果一覧表

6月5日から6月19日

議案名	付託委員会	審議結果	会派名												
			無党派			日本共産党			政和会			チャレンジMIHAMA			
			森川元晴	山本辰見	鈴木美代子	石田秀夫	杉浦剛	江元梅彦	横田貴次	荒井勝彦	大岩靖	横田全博	野田増男	大崎卓夫	丸田博雅
平成29年度美浜町一般会計繰越明許費について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
美浜町教育委員会委員の任命について	-	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
美浜町税条例等の一部を改正する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平成30年度美浜町一般会計補正予算(第2号)	各	可決	×	○	○	退	○	○	○	○	○	○	○	○	
専決処分事項の報告について ※2②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
児童用机・椅子売買契約の締結について	-	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奥田地区の風力発電所建設問題に関する請願書	-	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書	-	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書	-	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○は賛成 ×は反対 退は退席により採決不参加 野田増男議長は採決に加わりません。

(付託委員会/総産：総務産業常任委員会、文厚：文教厚生常任委員会、各：各所管の常任委員会へ分割)

専決処分の報告と報告承認の違いは？

※1 地方自治法第179条第3項の規定により、町長が行った予算等に関する専決処分事項を、議会に報告し、事後承認を得るものです。

※2 地方自治法第180条第1項の規定により、「町長が専決処分することができる事項」は議会議決により指定されています。

①町が当事者である和解及び調停について、その目的価格が50万円を超える場合は、議会に報告し、承認を得なければならない。

②同様に、法律上町の義務に属する損害賠償の決定で、50万円以下の場合は、議会への報告のみで採決しない。

・今回の場合は、②に該当し報告のみとなりました。

「議会だより」は、美浜町議会議会広報特別委員会により編集・掲載しています。

編集後記

甲子園の季節を迎え、高校野球の話題を書きつもりでしたが変更します。

七月に発生した西日本豪雨は、死者・行方不明者の数が二百名を超える大災害となりました。

お亡くなりになられた方のご冥福を心よりお祈りするとともに、被災地の一日も早い復興を願います。

また、大阪や千葉においても震度5の大地震が発生しております。東海・東南海地震の心配される地域だけでなく、日本全国どこにおいても災害への備えを怠ることはできない現実がそこにあります。

これまで行ってきたインフラ整備では対応できない「想定外」の災害が発生した時に求められるのは、臨機応変な判断と、自主防災組織に代表される住民同士の助け合いといった「人間力」ではないでしょうか。私たち議員、町職員はもちろんのこと、皆さん一人ひとりが日頃から防災意識を高め、人間力を養い、この町とここに住む人たちを共に守っていきましょう。

M・M